

事務連絡
平成30年6月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課室 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（以下、「マニュアル」という。）につきまして、下記のとおり改訂しましたので、改訂後のマニュアルを送付いたします。

各都道府県等におかれましては、管内市町村及び関係事業者等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

記

- 1 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点
 - (1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の「障害福祉サービス事業等」に新サービスを追記（P4）
 - (2) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱の変更点を追記（P6）
 - (3) 「情緒障害児短期治療施設」の記載を「児童心理治療施設」に変更（P8）
 - (4) マイナンバーカード制度において、DV・虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができる内容を追記（P63）
 - (5) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」

の期間の拡充について追記（P 65～P 66）

- （6）施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合の対応について追記（P 81）
- （7）社会福祉法の改正による変更点を修正（P 94）
- （8）障害者福祉施設従事者等により虐待の報道事例で証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記（P 99）
- （9）「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P 102）

2 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点

- （1）障害者虐待の事案に証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記（P 6、P 10）
- （2）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追記（P 7）
- （3）刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱いの変更を追記（P 7～P 8）
- （4）平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記（P 23～24）
- （5）「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記（P 26～P 27）
- （6）社会福祉法の改正による変更点を修正（P 44）

3 厚生労働省ホームページリンク先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
相談支援係・虐待対策支援係

TEL:03-5253-1111（内線 3149） FAX:03-3591-8914

E-mail soudan-shien@mhlw.go.jp